

議案第13号

守口市消防団条例の一部を改正する条例案

守口市消防団条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市消防団条例の一部を改正する条例

守口市消防団条例（平成25年守口市条例第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p><u>第7条 団員の報酬の額は、次の各号に掲げる階級に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 団長 年額 82,500 円</u></p> <p><u>(2) 副団長 年額 69,000 円</u></p> <p><u>(3) 分団長 年額 50,500 円</u></p> <p><u>(4) 副分団長 年額 45,500 円</u></p> <p><u>(5) 部長及び班長 年額 37,000 円</u></p> <p><u>(6) 団員 年額 36,500 円</u></p> <p><u>2 報酬の支給方法は、規則で定める。</u></p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p><u>第7条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、次の各号に掲げる階級に応じ、それぞれ当該各号に定める年額報酬を支給する。</u></p> <p><u>(1) 団長 年額 82,500 円</u></p> <p><u>(2) 副団長 年額 69,000 円</u></p> <p><u>(3) 分団長 年額 50,500 円</u></p> <p><u>(4) 副分団長 年額 45,500 円</u></p> <p><u>(5) 部長及び班長 年額 37,000 円</u></p> <p><u>(6) 団員 年額 36,500 円</u></p> <p><u>3 団員には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p><u>(1) 災害対応に従事した場合 1日につき 8,000 円</u></p> <p><u>(2) 訓練に従事した場合 1日につき 2,500 円</u></p> <p><u>(3) 広報活動に従事した場合 1日につき 2,500 円</u></p> <p><u>(4) 会議出席に従事した場合 1日につき 2,500 円</u></p>

(費用弁償)

第8条 団員は、災害により現場に出動した場合及び訓練に従事した場合に要する費用の弁償を受けることができる。

2 費用弁償の額は、前項の出動した場合又は従事した場合1回につき、2,500円とする。

3 費用弁償の支給方法は、規則で定める。

第9条及び第10条 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、団員としての職務に従事した場合 1日につき2,500円

4 団員が災害対応に日をまたいで従事した場合には、当該災害対応に係る招集があった日における出動として前項の規定を適用する。

5 前2項の規定にかかわらず、団員には、大規模災害等により出動が長期間にわたると市長が認めるときは、災害対応に従事した時間に応じて、市長が定める額の出動報酬を支給することができる。

6 報酬の支給方法は、規則で定める。

(費用弁償)

第8条 団員が公務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、守口市旅費支給条例（昭和42年守口市条例第13号）の定めるところによる。

3 第1項の規定により支給する旅費の支給方法は、規則で定める。

第9条及び第10条 略

(休業)

第 1 1 条 略

第 1 2 条 略

第 1 3 条 略

第 1 4 条 略

第 1 1 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する団員が申請した場合において、消防団の運営に支障がないと認めるときは、2年を超えない範囲内において任命権者が定める期間、当該団員が休業することを承認することができる。

(1) 子の育児又は家族の介護をする必要がある場合

(2) やむを得ない事情により、長期にわたり、市の住民基本台帳に記録されなくなった場合又は市の区域内に勤務しないこととなった場合

2 前項の規定による承認は、当該休業をしている団員が停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 休業している者には、休業の期間中、報酬を支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第 1 2 条 略

第 1 3 条 略

第 1 4 条 略

第 1 5 条 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守口市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の分の報酬及び費用弁償について適用し、同日前の分の報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。